

令和7年度 畑地化促進事業について

1 事業概要

水田を畑地化（水田活用の直接支払交付金の対象水田から除く取組）して、高収益作物や畑作物の本作化に取り組む農業者を支援します。

本事業において畑地化した水田は、永年的に水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成・産地交付金等）の対象外となります。

2 支援内容

- ア. 畑地化支援
水田を畑地化して、高収益作物や畑作物を生産・販売する取り組みを支援する。
- イ. 定着促進支援
畑地化した圃場において高収益作物及び畑作物生産の定着化の取り組みについて、5年間継続して支援する。
- ウ. 土地改良区決済金等支援
畑地化に伴い土地改良区に地区除外決済金等を支払う必要が生じた場合に、定額支援する。

	ア.畑地化支援	イ.定着促進支援	ウ.土地改良区決済金等支援
高収益作物 (野菜、花卉等)	10.5 万円/10a	2 万円/10a×5 年間 または 10 万円/10a（一括交付）	定額支援 (上限 25 万円/10a) ※土地改良区に地区除外決済金を支払う場合のみ
高収益作物 ※加工・業務用 (野菜、花卉等)	10.5 万円/10a	3 万円/10a×5 年間 または 15 万円/10a（一括交付）	
畑作物 (麦、大豆、そば、 飼料作物、子実用 とうもろこし等)	10.5 万円/10a	2 万円/10a×5 年間 または 10 万円/10a（一括交付）	

3 取組要件

- ①申請する圃場において、前年度に主食用米又は水田活用の直接支払交付金の対象作物（交付金の交付を受けているもの）を作付していること
- ②申請する圃場において、5 年間は本事業の対象作物を作付し、出荷・販売を行うこと
- ③申請する圃場が概ね団地化されていること
※団地：畦畔で接続している、水路及び農道で囲まれた区画内、などの要件を満たす 2 つ以上の圃場の組

対象作物	団地化要件
高収益作物	概ね 50a 以上 または 概ね 5 筆以上
畑作物	概ね 1 ha 以上 または 概ね 10 筆以上

- ④申請する圃場が借入地の場合、農地の管理者から当該事業に申請することについて了承を得ていること

4 留意事項

- 本事業の取組要望がある場合、令和7年2月5日（水）までに郡山市農業再生協議会事務局へ要望調書を提出してください。また、締切以降は随時、ご相談ください。
- 本事業は面積や取組作物に応じてポイントが配分され、ポイントが上位の生産者から予算の範囲内で採択となりますので、申請を行っても支援を活用できない場合があります。（畑地化促進事業が不採択となった場合は、水田活用の直接支払交付金の対象となります。）
- その他、不明点及び詳細については下記へお問い合わせください。

問い合わせ先：郡山市農業再生協議会（郡山市農林部農業政策課）
TEL：024-924-2201／FAX：024-938-3150

令和 7 年度 畑地化促進事業要望調書

住所

氏名

電話番号

本事業への取組要望及び申請を予定している圃場については、下記のとおりです。

記

No.	予定圃場			予定品目	予定面積 (㎡)	土地改良区等 受益地
	町名	大字	字番地			
例	○田町	上○	朝日23-7	トマト	1,000	○
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※本書の内容に関して、詳細の確認のため連絡する場合があります。